

令和5年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年6月8日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 議長報告事項
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 議案上程
 - 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 議長報告事項
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議案上程
 - 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（20名）

- | | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 常世田 正 樹 | 2 番 | 伊 藤 春 美 |
| 3 番 | 菅 谷 道 晴 | 4 番 | 戸 村 ひとみ |
| 5 番 | 伊 場 哲 也 | 6 番 | 崎 山 華 英 |
| 7 番 | 永 井 孝 佳 | 8 番 | 井 田 孝 |
| 9 番 | 島 田 恒 | 10 番 | 片 桐 文 夫 |

11番 遠藤保明
13番 宮内保
15番 宮澤芳雄
17番 向後悦世
19番 木内欽市

12番 林晴道
14番 飯嶋正利
16番 伊藤房代
18番 景山岩三郎
20番 松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島茂
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	椎名実
行政改革推進課長	榎澤茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	高根浩司	保険年金課長	高野久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二
------	------	-------	------

開会 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

また、クールビズ期間中でもありますので、議場内では上着を脱ぐなどして調整していただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより令和5年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（木内欽市） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付の異動による人事の紹介をいたします。

江波戸政和市民生活課長。

飯島正寛健康づくり課長。

向後利胤社会福祉課長。

椎名隆高齢者福祉課長。

齊藤孝一建設課長。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承願います。

◎日程第3 議長報告事項

○議長（木内欽市） 日程第3、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

18番、景山岩三郎議員、20番、松木源太郎議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○議長（木内欽市） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの20日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月27日までの20日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力を
お願いいたします。

○議長（木内欽市） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第29号まで

の29議案と報告第1号から報告第7号までの報告7件であります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木内欽市) 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第6 議案上程

○議長(木内欽市) 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第29号までの29議案と報告第1号から報告第7号までの報告7件を一括上程いたします。

議案第1号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第2号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第5号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第6号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第7号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第8号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第9号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第10号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第11号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第12号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第13号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第14号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第15号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第16号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第17号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第18号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第19号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第20号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第21号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第22号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第23号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第24号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第25号 旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第26号 専決処分の承認について（令和5年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第27号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第28号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第29号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第1号 令和4年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第2号 令和4年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第3号 令和4年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第4号 令和4年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第5号 令和4年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について
- 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 報告第7号 専決処分の報告について（住宅の明渡しに係る訴えの提起）

◎日程第7 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（木内欽市） 日程第7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和5年旭市議会第2回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ3億8,800万円を追加し、予算の総額を310億8,400万円とするものであります。

議案第2号は、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、こども家庭庁設置法等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでありまして、現教育長の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の教育長を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、向後依明氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第5号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、平野勝久氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第6号から議案第8号までは、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現委員の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、高根雅人氏、嶋田一豊氏、佐藤一則氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第9号から議案第25号までは、旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員の任期が本年7月19日をもって満了となるため、後任の委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、加瀬政夫氏、伊藤茂雄氏、大越義昭氏、高橋勤氏、川口誠一氏、岩岡喜久男氏、林正明氏、木村悦子氏、加瀬茂氏、鷺山敦美氏、嶋田明範氏、安藤育生氏、鈴木京子氏、浪川勝子氏、飯嶋伊千良氏、岩崎傳一氏、渡邊茂氏が適任と考え、提案するものであります。

何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議案第26号から議案第29号までは、専決処分の承認についてであります。

議案第26号は、国が実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給及び新型コロナウイルスワクチンの令和5年度春開始接種に係る経費について専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第27号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第28号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定、議案第29号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は、令和4年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、令和4年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、令和4年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第4号は、令和4年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書について、報告第5号は、令和4年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について、報告第6号及び報告第7号は、議会からの委任による専決処分の報告についてそれぞれ報告するものであります。

次に、令和4年度の一般会計及び各特別会計の決算について概要を申し上げます。

令和4年度の一般会計及び各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営に当たっては、長引く新型コロナウイルス感染症による影響や電気・ガス・食料品等の価格高騰が市民の生活に直接影響している状況下で、税収等の一般財源をより確実に確保しつつ、交付金や起債等を活用するとともに、歳出を抑制し経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、令和4年度の一般会計は、概算で歳入総額324億7,700万円、歳出総額310億5,000万円、翌年度に繰越しとなる財源を差し引いた実質収支額は、13億3,200万円の黒字を見込んでおります。

また、各特別会計についても、おおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同等の5類感染症へ引き下げられてから1か月が経過し、コロナ前の生活を取り戻しつつあります。

このような中、新型コロナウイルスワクチン接種については、感染の再拡大に備え、令和5年春開始接種として、全額公費負担による接種が継続され、5月9日から市内協力医療機関にて接種が始まり、明日6月9日からは海上庁舎において集団接種を開始いたします。

令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症が発生して以降、最前線で市民の命を守るためにご尽力いただいた医療従事者の皆様をはじめ、国や県からの協力要請に対し、ご理解、ご協力いただきました事業者の皆様、感染対策に取り組んでいただきました市民の皆様へ、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。これまでの一人ひとりの努力をお互いにたたえつつ、今後ご自身や大切な方を守るため、基本的な感染対策の継続にご協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、経済対策と各種支援について申し上げます。

初めに、本市独自の支援策については、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、本年7月から来年3月まで、市内小・中学校に就学する児童・生徒の学校給食費を無償化するとともに、市外小・中学校及び特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者に対し、市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金として、学校給食費に相当する額を給付します。

また、就学前児童応援臨時給付金についても、市内在住の就学前の児童を養育する世帯を対象に、児童1人当たり3万円を給付します。

物価高騰対策給付金については、物価高騰により家計への影響が大きい低所得世帯を対象に、1世帯当たり3万円を給付します。

プレミアム率30%つきの旭市共通商品券については、6月5日現在、販売セット数を上回る5,888通の申込みがありました。

今後、抽せんが行われ、当せん者への商品券の販売期間は、7月1日から9日まで、使用期間は、7月1日から12月31日までの6か月間となります。

以上が、本市独自の支援策であります。

千葉県子どもの成長応援臨時給付金については、習い事や体験活動などに係る経費の負担を軽減し、将来を担う子どもたちが豊かな成長につながる機会を得られるよう、市内在住の小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒を養育している主たる生計維持者に対し、1人当たり1万円を給付します。

また、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受けるひとり親世帯とひとり親以外の低所得の子育て世帯を対象に、児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金については、早急に支援する必要があったため、4月に専決処分を行い、給付を進めているところであります。

なお、5月末現在では、1,240人、6,200万円の給付を行いました。

次に、5月26日に発生した震度5弱の地震、6月2日から3日にかけての大雨の被害報告

等をさせていただきます。

まず、地震による被害ですが、人的被害や避難報告はありませんでした。

住家被害につきましては、民家の外壁の一部損傷の報告が1件、公共施設等につきましては、飯岡小学校の避難階段の一部損壊、道路被害として陥没が1件、道の駅季楽里あさひの照明灯の一部落下がございました。

続きまして、大雨による被害ですが、人的被害はありませんでしたが、自主避難用に開設しました4か所の避難所へは、5世帯5名の方が避難されました。

住家被害につきましては、床下浸水、敷地のり面の一部崩落、それぞれ1件の報告がありました。

また、農業被害として、のり面の崩落による鉄骨ハウスのゆがみが1件発生しております。

公共施設等につきましては、飯岡刑部岬展望館の扉のガラス破損、道路被害として、冠水が2か所、のり面の一部崩落が1件ございました。

今後も、地震の発生や警報等が発表された際は、速やかに職員配備体制をしき、対応に当たってまいります。

続きまして、この機会に、市政の近況についてご報告いたします。

初めに、私のまちづくり方針の一つであります対話による開かれた市政について申し上げます。

幅広い世代の意見を取り入れ、豊かな旭を次世代へつなぐための取り組みとして、昨年度に引き続き市民と市長との対話集会を企画いたしました。

5月21日には、第1弾となる二十歳のつどい実行委員編を開催し、大学生や新社会人の世代である方々と意見交換を行ったところであります。

今後は、移住者との対話集会も予定しており、実施に向け準備を進めるとともに、地域意見交換会や子ども議会など、市が継続してきた事業につきましても、対話集会の一環として引き続き実施してまいります。

次に、農業について申し上げます。

本年3月に農林水産省が公表した令和3年の本市の農業産出額は、約448億円で全国第11位となりました。主食米や野菜等の価格低下などを受け順位を落としたものの、依然として全国トップクラスの産出額を誇っているところであります。

水田農業については、米価の安定を図るため、さらなる飼料用米への転換に取り組んでまいります。

園芸については、県の補助事業である「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、生産施設及び管理機械等の整備を支援してまいります。

農業基盤整備については、平成21年から圃場の整備を進めてまいりました豊和地区及び春海地区において、換地計画を決定するための権利者会議を開催し議決いたしました。

畜産については、豚熱（CSF）などの家畜伝染病の感染リスクが高まる中、本年4月から、従来の獣医師に加え、農場ごとに千葉県知事から登録を受けた飼養衛生管理者によるワクチン接種が可能となり、さらなる家畜防疫体制の強化につながることを期待されます。

今後も各農場での家畜伝染病防疫の徹底を働きかけてまいります。

次に、道の駅季楽里あさひについて申し上げます。

令和4年度の来場者数は122万人、道の駅全体の売上げは9億2,000万円と、前年を上回る結果となりました。

開業以来、大好評をいただいております。今後も本市の農畜水産物の情報発信施設として、より一層のPRに努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

袋公園桜まつりについては、4月8日に4年ぶりとなるイベントが開催され、本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーや桂竹千代さんの落語をはじめ、演芸大会やわくわく市場などが催され、大勢の方でにぎわいました。

夏期観光については、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦が7月23日、旭市いいおかYOU・遊フェスティバルが7月29日、30日、旭市七夕市民まつりについては、8月6日、7日に開催を予定しております。

それぞれのイベントにおいて、実行委員会を中心に検討が重ねられているところであり、コロナ前に近い規模で実施する予定であります。

海水浴場については、矢指ヶ浦海水浴場を7月15日から8月20日まで開設する予定であり、市営海浜プールについては、7月21日から8月31日まで、開設を予定しております。

次に、雇用の促進について申し上げます。

旭市雇用対策協議会主催の合同企業説明会については、本市後援により、4月27日に開催されました。本事業は、来春卒業予定の市内及び近隣高校生等に地元企業をPRし、人材確保につなげようとするもので、市内企業25社が参加し、257名の高校生や大学生等が熱心に説明を受けたところであります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

令和4年度の寄附納付額は、1億1,918万4,403円でありました。

返礼品については、本市の農畜水産物や加工品などを中心に、488種を取りそろえており、今後も魅力的な返礼品を増やし事業を推進するとともに、ふるさと旭をPRしてまいります。

次に、シティプロモーション推進事業について申し上げます。

現在、あさひロケーションサービス協議会と民間ボランティア団体、旭おっぺし隊等で積極的にロケ誘致や支援を行っております。

令和4年度は、22件の映画やドラマ等の撮影が行われ、好調な滑り出しを見せました。

今後もロケを通じて本市の魅力や認知度の向上、シビックプライドの醸成に努めてまいります。

次に、定住促進について申し上げます。

令和4年度の定住促進奨励金については、申請71件、5,072万円を支給し、実転入者は172人でありました。

また、令和4年度から開始した旭市若者世帯住宅取得奨励金については、申請26件、1,200万円を支給いたしました。

今後も本事業をより広くPRし、本市への移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、5月3日と7日の2日間、大原幽学先生ゆかりの水田で開催いたしました。当日は、東京都や県内東葛地域などから223名の参加があり、慣れない水田の泥に足を取られながらも、笑顔で田植体験を楽しんでいただき、都市住民と交流することができました。

旭市・茅野市児童交流事業については、4年ぶりに事業を再開し、8月2日から4日までの3日間、市内小学校の5年生30名が、姉妹都市の茅野市を訪問いたします。

沖縄交流事業についても4年ぶりに事業を再開し、6月29日から7月1日までの3日間、市内3小学校の5年生20名が、姉妹都市の中城村を訪問いたします。

これらの事業を通じて友好関係を深めるとともに、児童がより広い視野を持ち成長していくことを期待しております。

次に、子育て支援について申し上げます。

子ども医療費助成事業については、本年8月診療分から、一つの医療機関において月ごとに入院は10日、通院は5回を超えた以降の医療費を無料とします。また、本事業の対象を高校生まで拡大いたします。

次に、子ども議会について申し上げます。

市民と市長との対話集会の一環であります本事業は、市内小・中学校の児童・生徒を対象に、7月31日に開催いたします。子ども議員として実際に議会を体験することで、市政に関心を持っていただくとともに、次代を担う子どもたちの意見を可能な限り、市政に反映していきたいと思っております。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

2023年アジアユース卓球選手権大会・世界ユース卓球選手権大会U-15日本代表選考 in 旭市が、4月20日から22日の3日間、総合体育館を会場に行われました。本選考会において、日本代表となられた選手が、世界を舞台に活躍されることを期待しております。

第65回千葉県東部五市体育大会については、5月21日に銚子市を主会場として開催され、東部五市のスポーツ交流がより深まる大会となりました。

日本一身近な海づくり推進事業、イベント名「ぼるぼろ」については、6月11日に開催を予定しております。市内外を問わず多くの方が本市の海に集い、海岸でのレクリエーションやビーチクリーン活動などを通して、海の大切さと地域の魅力を再発見していただくことを期待しております。

5年ぶりにドイツのデュッセルドルフ市卓球チームを迎えての日独交流事業については、7月26日から8月2日までの8日間、パラ卓球ナショナルチーム合宿については、8月3日から6日までの4日間実施されます。それぞれの事業で本市の魅力を周知するとともに、スポーツによる様々な交流が期待されます。

次に、市道の整備について申し上げます。

南堀之内バイパス整備事業については、大利根用水西幹線水路の横断工事の契約締結に向けて準備を進めているところであります。

津波避難道路のうち、椎名内西足洗線については、県道飯岡一宮線から旭中央病院付近までの通行が可能となりました。

次に、排水整備について申し上げます。

冠水対策排水整備事業については、旭地域イ地区の排水整備工事の契約締結に向けて準備を進めているところであります。

次に、リフォーム補助金について申し上げます。

本年度は、155件の申込みをいただいたところであり、本事業を通して、居住環境の向上及び市内の経済活性化につながるものと期待しております。

次に、空き家対策について申し上げます。

空き家対策事業については、旭市空家・空地バンクを4月に開設し、市内外からの問い合わせと、物件を求めるための利用者登録もいただいております。

今後も空き家の利活用を促進し、空き家対策に取り組んでまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

春のゴミゼロ運動については、5月28日に、4年ぶりに市内全域で一斉に実施いたしました。各区、各自治会から合わせて7,193名の参加があり、集められたごみの総重量は1万450キログラムでありました。

今後もきれいな旭をつくる会を中心として、市民の皆様のご協力をいただきながら、地域ぐるみで生活環境の保全及び美化を推進してまいります。

次に、消防力の強化及び充実について申し上げます。

消防力を強化するため、地上型耐震性貯水槽を干潟地域入野、ふれあいセンター敷地内へ設置いたしました。

旭市消防操法大会については、6月4日、4年ぶりに文化の杜公園、ふれあい広場において開催されました。大会を通して消防技術が強化され、地域防災力の向上につながっております。

今後も、消防力の強化及び充実に努めてまいります。

次に、生涯活躍のまち形成事業について申し上げます。

旭市多世代交流施設おひさまテラスの開業及び生涯活躍のまち・みらいあさひのまちびらきから1年がたちました。

4月23日には、1周年を記念し、おひさま文化祭と題したイベントを開催し、盛況のうちに終えることができました。

おひさまテラスにつきましては、本年3月31日までの来場者数が25万人を超えるなど、当初の予想を大きく上回る多くの方々にご来場いただいております。

今後も、より一層の利用を促進しながら、地域の活性化に寄与できるよう取り組んでまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（木内欽市） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第26号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） それでは、議案第1号及び議案第26号について補足説明させていただきます。

初めに、議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元にお願いいたします。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ3億8,800万円を追加し、予算の総額を310億8,400万円とするものです。

7ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

12款1項3目教育費負担金1億2,733万8,000円の減は、3節保健体育費負担金の説明欄1、学校給食費負担金の減です。こちらは、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、市内小・中学校の児童・生徒のうち、第1子、第2子に係る令和5年7月から令和6年3月までの給食費8か月分を免除するため、負担金を減額するものです。

14款2項1目総務費国庫補助金4億7,290万円の増は、1節総務管理費国庫補助金の説明欄1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。こちらは、物価高騰の影響を受けた生活者等に対し、地域の実情に合わせた必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国が措置した交付金となります。活用事業については、歳出にて説明いたします。

15款2項2目民生費県補助金5,075万3,000円の増は、3節児童福祉費県補助金の説明欄1、子どもの成長応援臨時給付金給付事業費補助金です。こちらは、教育費などの負担が大きい子育て世帯に対する県独自の支援によるもので、子どもの成長応援臨時給付金給付事業に対

する補助金となります。

18款2項1目財政調整基金繰入金831万5,000円の減は、現在、県の補助金を活用して実施している第3子の給食費免除における市負担分の令和5年7月から令和6年3月までの8か月分に、国の地方創生臨時交付金を活用するため、繰入金を減額するものであります。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて、歳出について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費152万5,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業で、子どもの成長応援臨時給付金給付事業の実施に伴う電算システムの改修費用です。

3款1項1目社会福祉総務費2億5,360万円の増は、説明欄1、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業で、こちらは国の地方創生臨時交付金を活用して、令和5年度住民税非課税世帯と家計急変世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金を支給するために要する費用です。

10ページをお願いいたします。中段をご覧ください。

3款3項1目児童福祉総務費1億2,793万5,000円の増は、説明欄1、就学前児童応援臨時給付金給付事業で、国の地方創生臨時交付金を活用して、令和5年8月31日時点において、旭市に住民登録のある就学前児童を対象に、児童1人当たり3万円の給付金を支給するために要する費用7,870万7,000円と、11ページをお願いいたします。中段をご覧ください。説明欄2の子どもの成長応援臨時給付金給付事業で、県独自の子育て支援策として、令和5年4月30日時点において、市内に在住する小・中学校児童・生徒を対象に、児童・生徒1人当たり1万円の給付金を支給するために要する費用4,922万8,000円です。

12ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費494万円の増は、説明欄1、学校教育事務費の増です。こちらは、国の地方創生臨時交付金を活用して、市外の小・中学校へ区域外就学する児童・生徒を対象に、市内の小・中学校で実施する給食費の免除相当額を給付金として給付するために要する費用です。

13ページをお願いいたします。

10款5項3目学校給食費は、財源の変更となります。財源内訳を分担金及び負担金から1億2,733万8,000円、一般財源から831万5,000円を国庫支出金へ財源変更するもので、国の地方創生臨時交付金を活用して、市内小・中学校児童・生徒の令和5年7月から令和6年3月までの8か月分の給食費を免除するものであります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第26号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和5年度旭市一般会計補正予算第1号です。

この補正予算は、国が実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る経費と、新型コロナウイルスワクチンの令和5年度春開始接種と高齢者のワクチン接種会場までのタクシー利用への助成に係る経費について、給付金の支給やワクチン接種の開始を迅速に行う必要があったことから、4月24日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものであります。

それでは、補正予算書をお手元をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ1億9,600万円を追加し、予算の総額を306億9,600万円としたものであります。

7ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款2項2目民生費国庫補助金9,021万8,000円の増は、2節児童福祉費国庫補助金の説明欄1、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金です。こちらは、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対する補助金で、事業費の全額が補助されます。

3目衛生費国庫補助金1億433万7,000円の増は、1節保健衛生費国庫補助金の説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種事務費補助金7,552万9,000円と、説明欄2、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金2,880万8,000円によるものであります。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する補助金で、事業費の全額が補助されます。

18款2項4目ふるさと応援基金繰入金144万5,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業に係る補正財源として、ふるさと応援基金からの繰入金を計上するものです。

以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費304万5,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業で、子育て世帯生活支援特別給付金の支給と新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に伴う電算システムの改修費用です。

3款2項3目生活支援費144万5,000円の増は、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者タクシー利用助成事業で、ご自身で交通手段を確保できない高齢者のワクチン接種会場までのタクシー利用に対しまして、その料金の全部または一部を助成する費用です。

9ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費8,808万6,000円の増は、説明欄1、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業で、児童扶養手当を受給している世帯や、低所得の子育て世帯等に対し、児童1人当たり5万円の給付金の支給に要する費用です。

10ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費1億342万4,000円の増は、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、新型コロナウイルスワクチンの令和5年度春開始接種に要する費用です。

以上で、議案第26号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 多田英子 登壇）

○子育て支援課長（多田英子） それでは、議案第2号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、こども家庭庁設置法等の施行に伴い、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布、施行されたことに伴い、関係する二つの条例を一括して改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をお手元をお願いいたします。

1ページをお開きください。

旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第25条につきましては、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条で、指針を定める大臣が、厚生労働大臣から内閣総理大臣に改正されたことに伴い、同様に改めるものでございます。

なお、この中の指針とは、保育所保育指針として定められておりまして、全ての保育所における保育の基本的な事項や遵守すべき保育内容等を定めたものでございます。

次に、2ページをお開きください。

旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の

運営に関する基準を定める条例第15条第1項第4号及び第44条につきましても、厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めるものです。

なお、条例の施行は、公布の日からとなります。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第3号について、消防長、登壇してください。

（消防長 伊東秀貴 登壇）

○消防長（伊東秀貴） 議案第3号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

改正の趣旨としましては、電気自動車等の急速充電設備の高出力化への要望が高まっていることを受け、当該設備に係る出力規制範囲の上限撤廃及び種類の明確化をするもの並びに喫煙所標識やそれに併せて設置する図記号標識について整理をするものであります。

では、主な改正内容を説明いたします。

お手元の新旧対照表の3ページをご覧ください。

まず、急速充電設備について、急速充電設備の第11条の2第1項各号列記以外の部分中につきましては、「自動車等」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの」に、また、急速充電設備は充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのコネクターを用いて充電する設備と改め、出力の上限200キロワットを撤廃するものであります。

さらに、分離型の急速充電設備について新たに追加するものであります。

第11条の2第1項第1号及び4ページの第2号につきましては、分離型の充電ポストの構造基準等を、第6号、第7号、第11号から第13号まで、第16号及び第17号につきましては、急速充電設備の構造に係る火災予防上必要な安全対策等に関する規定について、所要の改正を行うものであります。

続きまして、喫煙所標識等について説明いたします。

5 ページから 6 ページをご覧ください。

第23条につきましては、火災の予防と人命の安全を確保する観点から、主として公衆の出入りする場所における喫煙、裸火使用、危険物品持込みの各行為を禁止する規定であり、項の削除及び追加並びに移動を行っております。

第4項につきましては、標識の中で用いられる図記号は国際標準化機構及び日本産業規格に適合するよう新たに定めるものであります。

別表第7にあっては、図記号の規格を新たに定めたことにより、削除するものであります。

戻りまして、改め文の附則をご覧ください。

施行日につきましては、第11条の2の急速充電設備に係る改正にあっては令和5年10月1日から、第23条の喫煙所標識等に係る改正にあっては公布の日からとなります。

経過措置としまして、改正後の第11条の2第1項に規定する基準の適用については、なお従前の例によるものとしております。

新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、喫煙専用室標識または指定たばこ専用喫煙室標識と読み替え、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、なお従前の例によるものとしております。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第4号から議案第25号までの22議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 小倉直志 登壇）

○総務課長（小倉直志） 議案第4号から議案第25号の22議案につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第4号、旭市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、現教育長の任期が本年8月18日に満了するため、後任の教育長を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

教育長に任命したい方は、旭市飯岡にお住まいの向後依明氏、昭和35年12月10日生まれの方です。向後氏は、長きにわたり教育に広く携わっていた方であり、高潔な人柄で、教育に関し深い見識を備えた方です。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定する欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第5号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、現委員のうち1名の任期が本年8月18日に満了するため、後任の委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員に任命したい方は、旭市後草にお住まいの平野勝久氏、昭和50年9月19日生まれの方です。

なお、平野氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定する欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止についていずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第6号から議案第8号までの3議案について補足説明を申し上げます。

この3議案は、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現委員3名の任期が本年8月18日に満了するため、後任の委員を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第6号で選任したい方は、旭市口にお住まいの高根雅人氏、昭和40年10月17日生まれの方。

議案第7号で選任したい方は、旭市三川にお住まいの嶋田一豊氏、昭和28年9月6日生まれの方。

議案第8号で選任したい方は、旭市飯岡にお住まいの佐藤一則氏、昭和30年5月2日生まれの方です。

3名の方は、それぞれ税理士、宅地建物取引士、行政経験者で、固定資産の評価に関し識見を有し、適任の方です。

なお、3氏とも、地方税法及び地方自治法に規定する欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

続きまして、議案第9号から議案第25号までの17議案について補足説明を申し上げます。

この17議案は、いずれも旭市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員17名全員の任期が本年7月19日に満了するため、後任の委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるもので

あります。

議案第9号で任命したい方は、旭市琴田にお住まいの加瀬政夫氏、昭和33年12月16日生まれの方。

議案第10号で任命したい方は、旭市三川にお住まいの伊藤茂雄氏、昭和43年1月15日生まれの方。

議案第11号で任命したい方は、旭市三川にお住まいの大越義昭氏、昭和29年9月13日生まれの方。

議案第12号で任命したい方は、旭市川口にお住まいの高橋勤氏、昭和34年5月23日生まれの方。

議案第13号で任命したい方は、旭市米込にお住まいの川口誠一氏、昭和40年10月21日生まれの方。

議案第14号で任命したい方は、旭市萬力にお住まいの岩岡喜久男氏、昭和32年1月1日生まれの方。

議案第15号で任命したい方は、旭市ニにお住まいの林正明氏、昭和33年12月19日生まれの方。

議案第16号で任命したい方は、旭市清和乙にお住まいの木村悦子氏、昭和32年1月14日生まれの方。

議案第17号で任命したい方は、旭市塙にお住まいの加瀬茂氏、昭和34年10月7日生まれの方。

議案第18号で任命したい方は、旭市西足洗にお住まいの鷺山敦美氏、昭和35年1月27日生まれの方。

議案第19号で任命したい方は、旭市見広にお住まいの嶋田明範氏、昭和38年8月25日生まれの方。

議案第20号で任命したい方は、旭市幾世にお住まいの安藤育生氏、昭和36年4月15日生まれの方。

議案第21号で任命したい方は、旭市足川にお住まいの鈴木京子氏、昭和31年8月14日生まれの方。

議案第22号で任命したい方は、旭市後草にお住まいの浪川勝子氏、昭和31年10月24日生まれの方。

議案第23号で任命したい方は、旭市琴田にお住まいの飯薦伊千良氏、昭和33年10月30日生

まれの方。

議案第24号で任命したい方は、旭市入野にお住まいの岩崎傳一氏、昭和30年11月1日生まれの方。

議案第25号で任命したい方は、旭市溝原にお住まいの渡邊茂氏、昭和32年8月4日生まれの方です。

なお、いずれの方も、農業委員会等に関する法律に規定する欠格事項及び地方自治法に規定する兼業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

以上で、議案第4号から議案第25号までの補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第27号から議案第29号までの3議案について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 向後秀敬 登壇）

○税務課長（向後秀敬） 議案第27号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、旭市税条例を改正する必要性が生じたことから、3月31日付で専決処分により制定した旭市税条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第34条の9は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について定めるもので、第2項は森林環境税の導入に伴い規定を整備するものです。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について定めるもので、8ページをお願いいたします。第2項として、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載によることができることとする規定を新設するものです。

その他の改正は、法改正に伴う条項の整理となります。

9ページをお願いいたします。

第38条は、個人の市民税の徴収の方法等について定めるもので、第3項として、森林環境税の導入に伴い賦課徴収方法の規定を設けるものです。

第41条は、個人の市民税の納税通知書について定めるもので、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するものです。

10ページをお願いいたします。

第44条は、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収について定めるもので、第1項は、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨の規定を追加するものです。

12ページをお願いいたします。

第46条は、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等について定めるもので、施行規則様式の新設に伴う改正です。

第47条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて定めるもので、法改正に伴い規定を整備するものです。

13ページをお願いいたします。

第47条の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について定めるもので、14ページをお願いいたします。第1項は、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨の規定を追加するものです。

15ページをお願いいたします。

第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについて定めるもので、法改正に伴い規定を整備するものです。

16ページをお願いいたします。

第48条は、法人の市民税の申告納付について定めるもので、17ページをお願いいたします。第50条は、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続について定めるもので、いずれも施行規則様式の新設に伴う改正です。

第82条は、軽自動車税の種別割の税率について定めるもので、18ページをお願いいたします。ミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外し、原動機付自転車の区分とするものです。

第98条は、たばこ税の申告納付の手続について定めるもので、19ページをお願いいたします。第101条は、たばこ税に係る不足税額等の納付手続について定めるもので、いずれも施行規則様式の新設に伴う改正です。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について定めるもので、適用期限を3年間延長するものです。

20ページをお願いいたします。

附則第10条は、読替規定について定めるもので、法改正に伴う条項の整理となります。

附則第10条の2第3項から22ページの第25項までは、法改正に伴う条項の整理となります。23ページをお願いいたします。

第27項は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置を新設するもので、国の基準と同率を定めるものです。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めるもので、第12項として大規模修繕工事が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について新設するものです。

24ページをお願いいたします。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税について定めるもので、法改正による臨時的軽減措置の終了に伴い条項を削除するものです。

25ページをお願いいたします。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について定めるもので、第4項は、自動車メーカー等の不正行為に起因し納税不足額が生じた場合、徴収する際に加算する割合を100分の35に引き上げるものです。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について定めるもので、法改正による臨時的軽減措置の終了に伴い第3項を削除するものです。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について定めるもので、軽自動車税の種別割のグリーン化特例期限を3年間延長するものです。

29ページをお願いいたします。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について定めるもので、第3項は、自動車メーカー等の不正行為に起因し納税不足額が生じた場合、徴収する際に加算する割合を100分の35に引き上げるものです。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について定めるもので、適用期限を3年間延長するものです。

30ページをお願いいたします。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について定めるもので、法改正に伴い規定を整理するものです。

議案第27号については、以上でございます。

次に、議案第28号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちら専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めます。

新旧対照表の32ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、いずれも法改正に伴う引用条項の整理となります。

議案第28号につきましては、以上でございます。

次に、議案第29号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、こちら専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めます。

新旧対照表の34ページをお願いいたします。

今回の主な改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものです。第23条第2号の規定については、5割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を28万5,000円から29万円に引き上げるものです。同条第3号の規定については、35ページをお願いいたします。2割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を52万円から53万5,000円に引き上げるものです。

第23条の2は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例について定めるもので、本条例第24条の2の改正に伴う規定の整理となります。

36ページをお願いいたします。

第24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告について定めるもので、第2項は、雇用保険法施行規則の一部改正に伴い特例対象被保険者等の届出に当たり、雇用保険受給資格通知を提示書類として明記するものです。

附則第4項から41ページの附則第15項まで、引用条項の規定の整理を行うものです。

以上で、議案第27号から議案第29号までの3議案について補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 報告第1号及び報告第2号について説明させていただきます。

初めに、報告第1号、令和4年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

この計算書は、繰越明許費として、令和4年度一般会計補正予算において設定した事業について翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告す

るものであります。

繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は全部で13事業です。

2款1項総務管理費のうち、庁舎管理費は、市役所駐車場の整備工事について、各種許認可手続きの協議に時間を要したため、年度内の工事完了が見込めなくなったことから、2,493万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

次のコミュニティバス等運行事業は、購入予定の車両について、メーカー側の都合により年度内の納品が困難となったことから、1,992万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年3月を予定しております。

3項戸籍住民基本台帳費の戸籍事務費は、マイナンバー制度における戸籍の情報連携のためのシステム改修について、国の戸籍情報連携システムのサーバー設置後に自治体で対応するものでありまして、旭市においては、国のシステムが3月15日に設置されたことから、年度内のシステム改修が困難となったため477万4,000円を繰り越したもので、事業は5月に完了しております。

4款1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和6年3月31日まで公費負担で実施することが決定し、令和4年度から実施していた接種事業を継続して実施する必要があったことから、1億769万8,000円を繰り越したものです。事業の完了は令和6年3月を予定しております。

6款1項農業費のうち、農業基盤整備事業は、県の土地改良事業に対する市の負担金について、県の土地改良事業が入札不調などにより翌年度に繰り越しとなったことから403万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和6年3月を予定しております。

次の農業水利施設改修事業は、飯岡地先の玉浦川排水路の改修工事について、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により資材の納入が遅れたため、年度内に工事を完了することが困難となったことから3,454万6,000円を繰り越したものです。事業の完了は7月を予定しております。

8款2項道路橋梁費のうち、道路新設改良事業は、関係機関との協議に不測の日数を要したことにより工期の確保が困難となったことから、2,947万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

次の蛇園南地区排水路整備事業は、着工後に判明した埋設管の取り扱いについて、管の管理者である海匠土木事務所との協議に不測の日数を要したため9,086万円を繰り越したもの

で、事業の完了は令和6年3月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、国の社会資本整備総合交付金の追加交付が決定したため、令和5年度から前倒しした事業費について、年度内の事業完了が困難であったことから3億2,380万9,000円を繰り越したものです。事業の完了は令和6年3月を予定しております。

次の南堀之内バイパス整備事業は、周辺住民や関係地権者との調整や、電気工作物の移転に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が困難となったことから、6,008万円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、椎名内西足洗線については、土地改良区との協議に不測の日数を要したため、横根三川線については道路法に基づく千葉県公安委員会との協議に不測の日数を要したため、それぞれ年度内の工事完了が困難となったことから5,606万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は、椎名内西足洗線、横根三川線、いずれも12月を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業は、下水道管の移設に係る工法検討や電気工作物の移転協議に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が困難となったことから6,430万円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

10款2項小学校費、小学校大規模改造事業は、中央小学校の特別教室棟の大規模改造工事に係るもので、国の交付金の前倒し採択に伴い実施する事業であるため、適正工期の確保が困難であったことから8,372万円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

続きまして、報告第2号、令和4年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について説明させていただきます。

この計算書は、令和4年度一般会計予算に係る事業のうち翌年度へ事故繰越ししたものについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。

繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は2事業です。

初めに、8款2項道路橋梁費、道路新設改良事業は、飯岡地域埜地先の道路改良工事について、隣接地権者との境界確認に不測の日数を要したこと、また旭農高南側の道路用地取得について、所有権移転登記が年度内に完了しなかったため382万9,331円を繰り越したもので、事業の完了は6月を予定しております。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、横根三川線の道路改良工事について、周辺住民

との調整に不測の日数を要したため工期の確保が困難となったことから、1,186万3,000円を繰り越したもので、事業の完了は6月を予定しております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号から報告第5号までの報告3件について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 多田一徳 登壇）

○上下水道課長（多田一徳） 報告第3号から報告第5号について説明させていただきます。

初めに、報告第3号、令和4年度旭市水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

本計算書は、事故繰越として令和4年度において支払い義務の生じなかった営業費用を翌年度へ繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は、旭配水場ポンプ施設更新実施設計業務委託で、ポンプ施設建設場所の地質調査の結果から、耐震計算を高度な解析方法へ変更する必要が生じたため履行期間を延長したもので、繰越額は契約額5,463万9,200円を繰り越したものでございます。事業につきましては先月中に完了しております。

続きまして、報告第4号、令和4年度旭市公共下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

本計算書は、建設改良費の繰越しとして、令和4年度において支払い義務の生じなかった建設改良費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は、公共下水道管移設等依頼工事で、工事場所が重複する水道管切廻し工事の遅延及び沿線関係者との協議により工法の変更が必要となったため履行期間を延長したもので、繰越額は予算計上額6,347万円全額を繰り越したものでございます。事業の完了は8月を予定しております。

続きまして、報告第5号、令和4年度旭市農業集落排水事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

本計算書は、事故繰越として、令和4年度において支払い義務の生じなかった営業費用を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでござ

ございます。

繰越計算書をご覧ください。

繰り越した事業は、江ヶ崎地区農業集落排水処理施設回分槽ブロワ用インバーター修繕工事で、世界情勢等の影響により部品調達に遅延が生じたため履行期間を延長したもので、繰越額は、契約額177万7,000円を繰り越したものでございます。事業の完了は令和6年3月を予定しております。

以上で、報告第3号から報告第5号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 上下水道課長の説明は終わりました。

報告第6号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 小倉直志 登壇）

○総務課長（小倉直志） 報告第6号、専決処分の報告について説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分をしましたので、議会へ報告するものです。

それでは、案件ごとにご説明いたします。

案件1は、令和4年3月11日、旭市三川地先道路上において、水路の草刈り作業中の飛び石により、駐車中の自動車のサイドガラスが破損した自動車物損事故でありまして、同年4月4日に専決しております。損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、令和4年8月26日、旭市倉橋地先道路上において、草刈り作業中の飛び石により、走行中の自動車のサイドガラスが破損した自動車物損事故でありまして、同年10月18日に専決しております。

案件3は、令和4年9月4日、旭市中谷里地先道路上において、消防団車両がブロック塀と接触したことによる物損事故でありまして、同年11月24日に専決しております。

案件4は、令和4年10月27日、旭市倉橋地先道路上において、走行中に路面に敷設された側溝のグレーチングが跳ね上がりオイルパンが破損した自動車物損事故でありまして、同年11月25日に専決しております。

案件5は、令和2年12月3日から令和3年9月30日施工の旭市西足洗地先における道路改良工事に起因する地盤変動により生じた家屋等への損害でありまして、令和5年1月20日に専決しております。

案件6は、令和4年12月4日、ちばみどり農業協同組合駐車場において、消防団車両を駐車させる際、フェンスに接触し基礎ブロックが破損した物損事故でありまして、令和5年2月1日に専決しております。

案件7は、令和3年10月9日から令和5年3月25日施工の旭市イ地先における排水路整備工事に起因する地盤変動により生じた家屋等への損害でありまして、令和5年3月15日に専決しております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の説明は終わりました。

報告第7号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 飯島和則 登壇）

○都市整備課長（飯島和則） 報告第7号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市営住宅家賃の滞納者に対する住宅の明渡しに係る訴えの提起について、令和5年1月に専決処分したもので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

内容は、市営住宅の家賃を長期にわたって滞納している契約者に対し、家賃を納入するよう再三にわたり請求をしてきましたが、当該契約者はこれに応じないため、本年の1月16日に千葉地方裁判所八日市場支部へ訴状を提出し、市営住宅の明渡しと滞納家賃の支払いを請求いたしました。

以上で、報告第7号について説明を終わります。

○議長（木内欽市） 都市整備課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は13日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時46分